「同居の親族」雇用実態証明書の提出について

1　概要

個人事業の事業主と同居している親族は原則雇用保険の被保険者になりません。

また、法人の代表者と同居している親族についても、実質的には代表者の個人事業と同様と認められるような場合（株式や出資の全部又は大部分を当該代表者やその親族のみで保有しており、取締役会や株主総会がほとんど開催されていないような場合等）には、原則被保険者となりません。

ただし、以下の条件をすべて満たす場合に限っては、被保険者と取り扱うこととなります。

（イ）　業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。

（ロ）　就業の実態が事業所の他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に、

　a　始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等

　b　賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切及び支払の時期等

について、就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること。

（ハ）　事業主と利益を一にする地位（取締役等）にないこと。

2　提出書類（②～⑤までは全て写しを提出）

①　**「『同居の親族』雇用実態証明書」**

②　**労働者名簿**

③　**賃金台帳**
　雇入れ日から概ね２か月分

④　**出勤簿**又は**タイムカード**
　雇入れ日から概ね２か月分

⑤　**事業所の他の被保険者の②～④**
　（比較対象者として上記の（ロ）について確認させていただきます）

⑥　**登記簿謄本の写し（法人の場合のみ）**

⑦　雇用保険被保険者資格取得届（未取得の場合）
　雇用保険被保険者資格取得確認通知書
　雇用保険被保険者資格喪失・氏名変更届　｝（取得済の場合）

※上記以外にも雇用契約書、総勘定元帳等の提出を求める場合があります。

福岡東公共職業安定所　　雇用保険適用課
電話（直通）：０９２－６７２－８６４７

（R5.3 福岡東）